

坂戸、鶴ヶ島水道企業団障害者活躍推進計画

機関名	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
任命権者	坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	企業団は、職員数が50名程度の小規模な組織であり、障害者である職員の在籍数も少ないことから、予期せぬ退職などがあった場合には、法定雇用率が未達成となり得ることが課題として考えられる。
目標	
採用に関する目標	法定雇用率以上の障害者雇用を継続する。
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害のある職員が同僚・上司・人事担当者に対し、業務内容や人事制度等、職業生活に関して相談しやすくなるよう、サポート体制を整える。
障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○定期的な面談において、障害のある職員の能力や相性を踏まえ、業務が適切にマッチングしているかの確認を行い、必要に応じて職務の選定・創出について検討を行う。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○職員採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○本人の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。 ○所属長が毎年度定期に実施する面談の際、障害のある職員の状況把握・体調配慮を行い、職員からの要望を踏まえつつ継続的に必要な措置を講じるよう努める。
その他	○関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮に努める。